

災害公営住宅 申込登録のご案内

災害公営住宅へ入居を希望される方へ

災害公営住宅は、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨で居住していた住宅が滅失した方など、一定の要件を満たす方を対象としたものです。

入居を希望される場合は、**申込登録の申請手続**が必要となりますので、次の内容をよくお読みいただき、申請手続をしてください。

《 注意 》

申込登録した世帯数により災害公営住宅の建設戸数を最終決定することとなりますので、申込登録の申請手続を受付期間内にしなかった場合、災害公営住宅に入居することができません。
また、やむを得ない理由による場合を除き、申込登録をキャンセル(取下げ)することはできません。

1. 申請受付

受付窓口は、混雑を避けるため次のとおり**段階的に開設**していきます。また、被災し遠方に避難することを余儀なくされた方などを対象とした臨時の受付窓口を開設します。

申込登録申請の受付は、**令和8年7月10日(金)まで**となります。

市役所本庁舎 1 F

令和8年5月 **18日(月)** から受付開始 受付時間 9:00~17:00

門前総合支所

令和8年5月 **11日(月)** から受付開始 受付時間 9:00~17:00

西部地区の災害公営住宅への入居を希望する方を対象として、
11日・12日に**専用窓口**を開設します。

町野支所

令和8年5月 **13日(水)** から受付開始 受付時間 9:00~17:00

東部(町野)地区の災害公営住宅への入居を希望する方を対象として、
13日・14日に**専用窓口**を開設します。

その他の臨時窓口

▷ 南志見公民館 令和8年5月15日(金) 受付時間 13:00~17:00

東部(南志見)地区の災害公営住宅への入居を希望する方を対象として、
15日に**専用窓口**を開設します。

▷ イオンモールかほく

令和8年5月23日(土)、同月24日(日) 受付時間 10:00~16:00

▷ 石川県庁1階 101会議室

令和8年6月13日(土)、同月14日(日) 受付時間 10:00~16:00

令和8年7月4日(土)、同月5日(日) 受付時間 10:00~16:00

2. 入居要件（申込登録することができる要件）

原則として、次の1～4の**全てを満たす被災世帯**が災害公営住宅に入居することができます。

1. 入居を希望する者は、①又は②のいずれかに該当していること。

①令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨により被災を受けた住家が**半壊以上**であり、次のいずれかに該当する。

(ア) 当該住家を**解体済又は解体予定**である。

(イ) 当該住家を補修する予定であったが、資金不足等により補修をあきらめたため、将来にわたり居住可能な住家を確保できない。

②令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨により**長期避難世帯に認定**されている。(復興事業(防災集団移転促進事業など)により移転が必要となる世帯を含む。)

2. 入居を希望する者は、**住宅(居住できる建物)を有しない**こと。

3. 入居を希望する者は、**暴力団員ではない**こと。

4. 1. ①(イ)に該当する場合を除き、入居を希望する者が属する世帯(令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨の罹災証明書に係る世帯をいう。)は、**被災者生活再建支援金(加算支援金)等の住まい再建に関する公的支援を受給していない**こと。

《 留意点/注意 》

- 原則として、**罹災証明書に記載されている世帯単位**での入居となります。
- 単身での入居が可能です。
- 妊娠中で家族が増える予定の場合は、母子手帳の写しを提出ください。
- 部屋の**間取りは、入居人数により決定**されます。(少人数で大きな部屋へ入居することはできません。)
- 連帯保証人は不要です。(入居の契約時に緊急連絡先の登録が必要となります。)
- 災害公営住宅に入居すると、**わじま住まい再建支援事業補助金を受けることができなくなります**。
- 住宅を滅失した事由が**令和6年奥能登豪雨のみ**の場合は、**収入要件**があります。(詳しくは、P6を参照)

*** ペット共存への配慮 ***

ペットが飼い主の心の支えの一助となることを鑑み、災害公営住宅では、一定の要件を満たす場合に、現在飼育している次の①～④のペットに限り飼育することができます。

①犬 ②猫 ③小動物(うさぎ、ハムスターなど) ④小鳥

[飼育できるペットの要件]

- ・ **現在飼育しているペット**であり、**申込登録の申請時に申告したペット**であること。
- ・ **室内で飼育**するペットであること。
- ・ ①及び②は、**原則、1世帯1匹**(体重がおおむね10kg以内)であること。

《 注意 》

- 持ち運びが可能な飼育容器に飼育する場合は、当該飼育容器1個に適切に飼育できる数又は大きさまで災害公営住宅において飼育することが可能です。
- ①犬は、狂犬病予防法に規定する登録及び予防注射、②猫は、避妊(去勢)手術を受ける必要があります。
- 災害公営住宅の**共用スペースやベランダでペットを飼育することはできません**。必ず室内で飼育するようにしてください。また、他の入居者や近隣住民に迷惑をかけないよう、しつけを行ってください。
- 散歩などペットを伴う外出の際にも基本的なマナーを遵守いただくことはもちろん、汚物の放置やリードを外してペットを遊ばせるなどの行為は絶対しないでください。
- ペットの飼育を起因とする**損傷、汚れ等の修繕費用**については、**全額飼育者(入居者)負担**とします。
- ペットの飼育を起因とする入居者間(近隣住民間)のトラブルに関し、市は一切の責任を負いません。
- 入居手続(災害公営住宅の供用開始の半年前頃)の際に、改めて「飼育届出書兼誓約書」を提出する必要があります。(申込登録時に申告のないペットは対象となりませんので注意してください。)
- 詳しくは窓口職員にお問い合わせください

3. 災害公営住宅（団地）一覧

災害公営住宅は、次のとおり地区別に建設する予定としております。

| 地区 | No. | 団地名（●：車イス対応あり、●：エレベーターあり） | 位置 | 住宅タイプ | 戸数(約) |
|----|-----|---------------------------|------------|---------|-------|
| 中央 | 1 | [仮称] ファミィ跡地 ●● | ファミィ跡地 | 集合住宅タイプ | 150 |
| | 2 | [仮称] 旧鳳至小学校校舎跡地 ●● | 旧鳳至小学校校舎跡地 | | 110 |
| | 3 | [仮称] <u>宅田町第2団地跡地</u> 未定 | シンザン跡地 | | 未定 |
| | 4 | [仮称] 本町周辺 | 本町周辺 | 長屋タイプ | 50 |
| | 5 | [仮称] 鳳至町第1団地 ● | 鳳至町第1団地 | 木造仮設改修 | 46 |
| | 6 | [仮称] 山岸町第2団地 ● | 山岸町第2団地 | | 10 |
| | 7 | [仮称] 稲屋町第1団地 ● | 稲屋町第1団地 | | 38 |
| | 8 | [仮称] 三井町第1団地 ● | 三井町第1団地 | | 25 |
| | 9 | [仮称] <u>杉平町第3団地</u> 未定 | 杉平町第3団地 | | 未定 |
| 西部 | 10 | [仮称] 日野尾周辺 ● | 日野尾周辺 | 長屋タイプ | 70 |
| | 11 | [仮称] 浦上公民館周辺 | 浦上公民館周辺 | | 40 |
| | 12 | [仮称] 旧仁岸小学校跡地 | 旧仁岸小学校跡地 | | 17 |
| | 13 | [仮称] 七浦第1団地 ● | 七浦第1団地 | 木造仮設改修 | 16 |
| | 14 | [仮称] 本郷第1団地 ● | 本郷第1団地 | | 19 |
| | 15 | [仮称] 道下第2団地 ● | 道下第2団地 | | 26 |
| 東部 | 16 | [仮称] 旧 JA 町野跡地 ● | 旧 JA 町野跡地 | 長屋タイプ | 60 |
| | 17 | [仮称] 町野町第2団地 ● | 町野町第2団地 | 木造仮設改修 | 32 |
| | 18 | [仮称] 里町第2団地 ● | 里町第2団地 | | 26 |

《 注意 》

災害公営住宅の申込登録の申請世帯数によって、**整備予定戸数が変更**となる場合があります。

●の表記は、エレベーターがある住宅をさします。

災害公営住宅は、全戸バリアフリーとなっていますので、車いすが必要な方も入居可能です。

●の表記は、**車いす専用設備が整備された部屋がある団地**をさします。（車いす対応住宅への入居は、身体障害者2級以上に認定され、常時車いすでの生活が必要とされる方が対象となります。）

木造仮設改修の車いす対応の住宅は、現在の車いす対応の住宅を改修せずに使用します。ただし、現在お住いの方が、そのまま継続し居住できるものではありませんので、申込多数の場合は、抽選となります。

木造仮設改修の団地については、現在お住いの方が同じ団地への入居を希望し当選した場合であっても、改修等が必要なため、一度退去いただくことになります。（退去の際は、一時的に入居いただく仮設住宅を調整しご案内します。改修後、現在お住いの部屋に再度入居できるものではございません。）

***** 重要 *****

[仮称]宅田町第2団地跡地(No.3) 及び [仮称]杉平町第3団地(No.9) については、これらを除く団地の建設戸数と比較して、申込登録数が超過した場合に建設する団地となります。建設する場合であっても**供用開始の時期が最も遅くなる**ことや、**結果として建設しない場合がある**ことに注意してください。

■間取り

□ 集合住宅 / 長屋タイプ

◎：入居対象 △：希望があれば入居可 -：入居不可

| 間取り 世帯員数 | Sタイプ 1 LDK | Mタイプ 2 LDK | Lタイプ 3 LDK | 車いす対応 | |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | | | 1 LDK | 2 LDK |
| 1人 | ◎ | - | - | ◎ | - |
| 2人 | △ | ◎ | - | ◎ | - |
| 3人 | - | ◎ | - | - | ◎ |
| 4人以上 | - | △ | ◎ | - | ◎ |
| 専有面積目安 | 約 50 m ² | 約 60 m ² | 約 70 m ² | 約 60 m ² | 約 70 m ² |

※No.16 旧 JA 町野跡地の住宅の車いす対応は、1LDKのみとなります。

□ 木造仮設改修

| 間取り 世帯員数 | 転用 Sタイプ 1 LDK | 転用 Mタイプ 2 LDK | | 転用 Lタイプ 3 LDK | 車いす対応 | |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | | | | 1DK | 2DK |
| 1人 | ◎ | - | - | - | ◎ | - |
| 2人 | △ | ◎ | - | - | △ | ◎ |
| 3人 | - | △ | ◎ | - | - | △ |
| 4人以上 | - | - | △ | ◎ | - | - |
| 専有面積目安 | 約 40 m ² | 約 50 m ² | 約 60 m ² | 約 70 m ² | 約 30 m ² | 約 40 m ² |

4. 家賃等

(1) 家賃

家賃は、建設費、住宅の広さ、経過年数、毎年の世帯全員の所得(政令月収)等により公営住宅法に定められた算出方法で決定されます。

なお、共益費、駐車場の使用料、光熱水費は入居者が負担することになります。

(2) 共益費

共益費(廊下・エレベーター・ゴミ置場など「共用部分」の維持・管理(清掃、電気代、点検)に使われる費用)は、団地や住宅タイプにより異なり、月額数百円程度となります。

(3) 駐車場の使用料

駐車場の使用料は、月額1,000円(税込)/台となります。

《 注意 》

世帯全員の所得は、別居する配偶者の所得を含みます。

駐車場は、原則として、1世帯1台までとします。

空き状況に応じて2台目以上の希望者を募集する場合があります。

■ 家賃の目安(入居1年目)

□ 集合住宅・長屋タイプ

| 収入 分位 | 政令月収 | 輪島市街地 | | | 門前・町野市街地 | | |
|----------|-----------------------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | | 1LDK | 2LDK | 3LDK | 1LDK | 2LDK | 3LDK |
| 1 | 0 ～ 104,000 円以下 | 20,200円 | 24,200円 | 28,300円 | 17,900円 | 21,500円 | 25,100円 |
| 2 | 104,001 ～ 123,000 円以下 | 23,300円 | 28,000円 | 32,700円 | 20,700円 | 24,900円 | 29,000円 |
| 3 | 123,001 ～ 139,000 円以下 | 26,700円 | 32,000円 | 37,400円 | 23,700円 | 28,400円 | 33,200円 |
| 4 | 139,001 ～ 158,000 円以下 | 30,100円 | 36,100円 | 42,100円 | 26,700円 | 32,100円 | 37,400円 |
| 5 | 158,001 ～ 186,000 円以下 | 34,400円 | 41,300円 | 48,100円 | 30,500円 | 36,700円 | 42,800円 |
| 6 | 186,001 ～ 214,000 円以下 | 39,700円 | 47,600円 | 55,600円 | 35,300円 | 42,300円 | 49,400円 |
| 7 | 214,001 ～ 259,000 円以下 | 46,400円 | 55,700円 | 65,000円 | 41,300円 | 49,500円 | 57,800円 |
| 8 | 259,001 ～ 円以下 | 53,600円 | 64,300円 | 75,000円 | 47,600円 | 57,100円 | 66,700円 |

□ 収入超過者

※ 裁量世帯(身体(1～4級)・精神(1～3級)・知的(療育A又はB)障害者がいる世帯、60歳以上のみの世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯)は、政令月収21.4万円以下の場合、収入超過者に該当しません。

□ 木造仮設改修

| 収入 分位 | 政令月収 | 中央地区 | | | 西部・東部地区 | | |
|----------|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 1LDK | 2LDK | 3LDK | 1LDK | 2LDK | 3LDK |
| 1 | 0 ～ 104,000 円以下 | 16,000円 | 24,000円 | 28,000円 | 13,600円 | 17,000円 | 20,400円 |
| 2 | 104,001 ～ 123,000 円以下 | 18,500円 | 27,700円 | 32,300円 | 15,600円 | 19,600円 | 23,500円 |
| 3 | 123,001 ～ 139,000 円以下 | 21,100円 | 31,700円 | 37,000円 | 17,900円 | 22,400円 | 26,900円 |
| 4 | 139,001 ～ 158,000 円以下 | 23,800円 | 35,700円 | 41,700円 | 20,200円 | 25,300円 | 30,300円 |
| 5 | 158,001 ～ 186,000 円以下 | 27,200円 | 40,800円 | 47,700円 | 23,100円 | 28,900円 | 34,600円 |
| 6 | 186,001 ～ 214,000 円以下 | 31,400円 | 47,100円 | 55,000円 | 26,600円 | 33,300円 | 40,000円 |
| 7 | 214,001 ～ 259,000 円以下 | 36,800円 | 55,200円 | 64,400円 | 31,200円 | 39,000円 | 46,800円 |
| 8 | 259,001 ～ 円以下 | 42,400円 | 63,600円 | 74,200円 | 36,000円 | 45,000円 | 54,000円 |

□ 収入超過者

※ 裁量世帯(身体(1～4級)・精神(1～3級)・知的(療育A又はB)障害者がいる世帯、60歳以上のみの世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯)は、政令月収21.4万円以下の場合、収入超過者に該当しません。

《 注意 》

家賃は目安であり、入居する団地や建設費等により変動します。

罹災証明書が令和6年奥能登豪雨のみの場合は、収入分位6までが入居対象となります。(収入分位7以上の場合は、入居することができません。)

▶ 収入超過者(世帯)とは [収入分位5以上(裁量世帯は、収入分位7以上)]

引き続き3年以上入居している場合において政令月収が15.8万円を超える世帯

(裁量世帯は、政令月収が21.4万円を超える世帯)

収入超過者に該当すると、家賃に割増料金が加算されるとともに、「明け渡し努力義務」が生じます。

▶ 高額所得者とは

引き続き5年以上入居している場合において、直近2年間連続して政令月収が31.3万円を超える世帯

高額所得者に該当すると、「明け渡し義務」が生じ、退去していただく必要があります。

高額所得者に該当した時点で、近傍同種家賃(家賃の上限額)となります。明け渡し義務がありますので、家賃の支払いをしても、継続して入居することはできません。

■政令月収の計算方法

$$\text{政令月収} = (\text{世帯全員の所得額} [\text{※1}] \text{の合計} - \text{扶養控除} [\text{※2}] - \text{特別控除} [\text{※3}]) \div 12$$

【※1】 所得額

| | | |
|-------------|-----------------|--------------------------------|
| お勤めの方 | 給与等総収入金額－給与所得控除 | 源泉徴収票の給与所得控除後の金額又は所得証明書の合計所得金額 |
| 公的年金受給者 | 公的年金支給額－公的年金控除 | 所得証明書の合計所得金額 |
| 自営業(事業所得)の方 | 事業所得等(税務署決定額) | 所得証明書の合計所得金額 |

【※2】 扶養控除

申込者を除く1人につき38万円(学生など別居扶養親族も含む。)

【※3】 特別控除

| 特別控除の種類 | 内容 | 控除額 |
|----------------------|---|------|
| ①所得控除 | 給与所得または公的年金に係る雑所得を有する者 | 10万円 |
| ②障害者 | 身体1～2級、精神1級、知的A | 40万円 |
| | 身体3～6級、精神2～3級、知的B | 27万円 |
| ③老人控除対象配偶者 老人扶養親族 | 70歳以上の扶養親族 | 10万円 |
| ④特定扶養親族 | 16歳以上23歳未満の扶養親族 | 25万円 |
| ⑤寡婦 | 所得500万円以下で、次のいずれかに該当する者 ①所得が48万円以下の子以外の扶養親族があり、夫と離別後婚姻していない女性 ②夫と死別後婚姻していない、または夫の生死が不明の女性 | 27万円 |
| ⑥ひとり親 | 所得500万円以下で、所得が48万円以下の子と生計を一にする単身者 | 35万円 |

①、⑤及び⑥については、該当する方の所得金額が、各控除未満のときはその額
生活保護法による扶助料、雇用保険金、遺族年金、障害福祉年金、仕送り等非課税所得や退職金、一時所得は含めません。

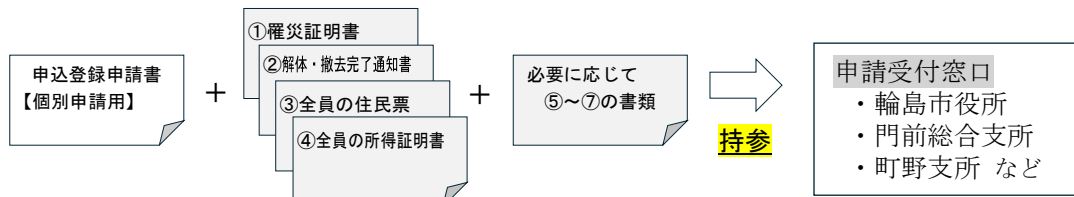
詳しくは窓口職員にお問い合わせください。

5. 申請方法

1 世帯で申請する個別申請か、複数世帯のグループで申請するグループ申請のどちらかを選択してください。

(1) 個別申請

世帯ごとに災害公営住宅申込登録申請書【個別申請用】に次の書類を添えて提出してください。

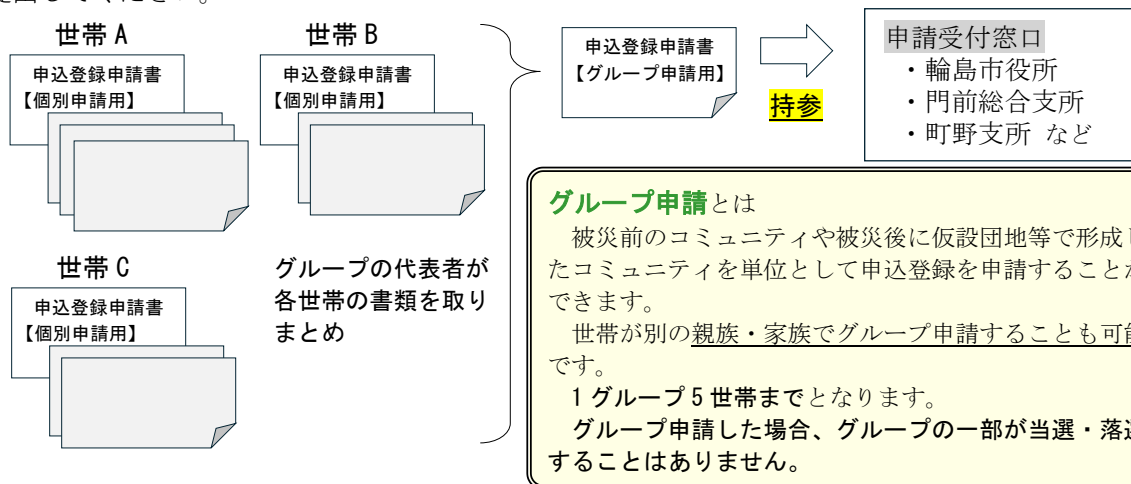


【添付書類】

- ①罹災証明書の写し **必ず添付する書類**
- ②被災家屋等の解体・撤去完了通知書又は滅失登記簿謄本(閉鎖事項証明書)の写し
- ③入居希望者全員の住民票の写し
(世帯主氏名、続柄、本籍及び筆頭者の記載があるもの) ※マイナンバーの記載は不要
- ④入居希望者全員の所得証明書(最新のもの)
- ⑤別居の配偶者の所得証明書(最新のもの) [別居の配偶者がいる場合のみ]
- ⑥その他の証明書類の写し [該当する場合のみ]
 - ・ひとり親家庭等医療費受給資格証
 - ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神保健福祉手帳
 - ・介護保険被保険者証
 - ・母子手帳
- ⑦その他市長が必要と認める書類(必要に応じて①～⑥以外の書類添付を求める場合があります。)

(2) グループ申請 (個別申請と重複することはできません。)

グループの代表者は、災害公営住宅申込登録申請書【グループ申請用】に、グループに属する世帯それぞれの災害公営住宅申込登録申請書【個別申請用】と必要な添付書類を取りまとめたものを添えて提出してください。



《 注意 》

災害公営住宅申込登録申請書【個別申請用】には、**2つ以上の入居希望団地を必ず記入**してください。
No. 3 又は No. 9 の団地を第1希望とした場合で、結果としてこれらの団地が建設されなかった場合は、第2希望の団地を第1希望の団地として取扱いします。

個別申請とグループ申請を重複することはできません。

グループ申請する場合、グループに属する世帯それぞれの災害公営住宅申込登録申請書【個別申請用】に不備が一つでもあると受付することができません。(それぞれの世帯で申込団地の記入内容が一致している必要がありますので、必ず確認してください。)

申請書等は原則として申請窓口を持参していただくこととしておりますが、やむを得ない事情があり申請書等を持参することができない場合は、郵便による提出も可能です。ただし、書類に不備等がある場合は、郵送で一度書類を返戻することになり手続に時間を要しますので、受付期間中に手続が完了するよう余裕をもって申請してください。(受付期間内に完了しない場合、申請書等を受付できない場合があります。)

[送付先] 928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地 輪島市役所被災者生活再建支援課 あて

6. 入居の決定（抽選）

（1）入居の決定

これまでの地域コミュニティを維持する観点から、地域住民の世帯を優先的に入居決定(P9を参照)します。その後の空き戸数に対し地域住民以外の世帯を入居決定します。

団地ごとに申込登録した世帯数が建設戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

抽選は、第1希望、第2希望、第3希望の順に行います。すべての希望団地に当選しなかった場合は、それぞれの希望団地の補欠当選世帯として、当選世帯のキャンセル等により繰り上げ当選することをお待ちいただくことになります。

抽選番号及び抽選方法の詳細については、申込登録申請した世帯に令和8年8月末を目途に郵送でお知らせします。グループ申請の場合は、グループの代表者にお知らせします。

《 注意 》

市全体の申込登録した世帯数が建設戸数の総数を超えた場合は、災害公営住宅を新たに建設(No.3やNo.9がこれに該当します(P4))します。ただし、建設する場合であっても供用開始の時期が最も遅くなることや、結果として建設しない場合があることに注意してください。

申込登録において、No.3又はNo.9の団地を第1希望とした場合で、結果としてこれらの団地が建設されなかった場合は、第2希望の団地を第1希望の団地として取扱います。

（2）優遇措置

抽選にあたり、次に該当する場合は、優遇措置を講じます。

災害公営住宅の抽選については、①通常の市営住宅の抽選において適用する優遇措置に加えて、②のとおり優遇措置を適用します。

なお、優遇措置を講じる際の年齢等の基準日は、令和8年4月1日となります。

①通常の市営住宅の抽選において適用する優遇措置

| 対象世帯 | 対象詳細／確認書類等 |
|------------------------------|--|
| 1 高齢者のみの世帯 | 65歳以上の者のみの世帯 確認書類 住民票など |
| 2 障害者を含む世帯 | 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で身体障害者1～4級、療育A、B、精神障害1～3級のいずれかに該当する者を含む世帯 確認書類 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の写し |
| 3 子育て世帯 | 18歳未満の者を含む世帯 確認書類 住民票など |
| 4 ひとり親世帯 | 配偶者のない親が20歳未満の子を養育している世帯 確認書類 ひとり親家庭等医療費受給資格証 |
| 5 生活保護受給世帯 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者を含む世帯 確認書類 生活保護受給者証又は厚生労働大臣が交付する永住帰国者証明書 |
| 6 DV被害者を含む世帯 (犯罪被害者を含む世帯) | 一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの(犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった者(交通事故の被害者を含む。))を含む世帯 確認書類 県女性相談支援センター等の証明書又はDV被害者の保護命令決定書、優遇措置理由書など |
| 7 戦傷病者を含む世帯 | 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるものを含む世帯 確認書類 戦傷病者手帳 |
| 8 原子爆弾被爆者を含む世帯 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者を含む世帯 確認書類 被爆者健康手帳 |
| 9 ハンセン病療養所入所者等を含む世帯 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等を含む世帯 確認書類 国立ハンセン病療養所等の長が発行する、元患者の入所期間を証明する書類など |

②災害公営住宅の抽選において、追加して適用する優遇措置

| 対象世帯 | 対象詳細／確認書類等 |
|--------------|--|
| 10 市内被災世帯 | 令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨において、本市で被災した世帯 確認書類 罹災証明書 |
| 11 要介護者を含む世帯 | 介護認定(要介護・要支援)を受けている者を含む世帯 確認書類 介護保険受給資格証明書 |

《 注意 》

上記①、②の要件に該当する場合、入居決定に係る抽選において優遇措置を講じますが、必ず当選することを約束するものではありません。

市税等に滞納がある場合、優遇措置は適用されません。

■ 地域コミュニティ維持のための措置 (これまでの各種アンケートの結果等を踏まえた措置となります。)

地域コミュニティを維持するため、地域住民 (災害公営住宅に申込登録する者の被災時住所(罹災証明書の被災住家の所在地)の地区が希望した災害公営住宅の地区と同じである者) **を優先して入居決定**します。

この際、災害公営住宅の申込登録を申請した地域住民の世帯数が災害公営住宅の建設戸数を超えた場合には、申込登録した地域住民の世帯で抽選により入居者を決定します。

< 地域住民を優先し入居決定する例 >

被災時の住所が **稲屋町** で **No.7[仮称]稲屋町第1団地** を希望する場合

被災時の住所が **小田屋町** で **No.18[仮称]里町第2団地** を希望する場合 など

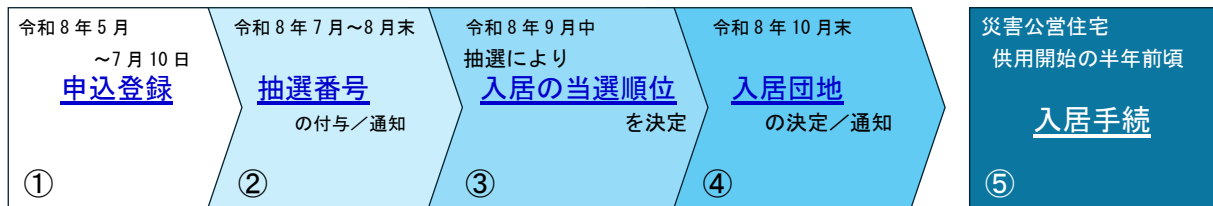
●対象となる災害公営住宅(団地)と被災時住所(町名)

- ▷ [仮称]本町周辺(No. 4)
河井町(本町(9区、10区)などを中心とした焼失エリア)
- ▷ [仮称]稲屋町第1団地(No. 7)
水守町 釜屋谷町 中段町 小伊勢町 稲屋町 長井町 山本町 房田町 下黒川町 上黒川町 二俣町 別所谷町 滝又町 空熊町 縄又町 美谷町 鶴入町 光浦町
- ▷ [仮称]三井町第1団地(No. 8)
三井町(長沢 小泉 新保 細屋 内屋 市ノ坂 洲衛 与呂見 仁行 中 本江 渡合 興徳寺 大和町 漆原 三州穂)
- ▷ [仮称]浦上公民館周辺(No. 11)
門前町(浦上 西円山 宮古場 田村 山辺 浅生田 安代原 中野屋 八幡)
- ▷ [仮称]旧仁岸小学校跡地(No. 12)
門前町(貝吹 原 長井坂 荒屋 定広 地原 東大町 別所 百成 堀腰 平 二又川 内保 鏡川 能納屋 谷口 俊兼 四位 滝上 本内 嶺)
- ▷ [仮称]七浦第1団地(No. 13)
門前町(皆月 五十洲 吉浦 矢徳 中谷内 大滝 鶴山 餅田 百成大角間 井守上坂 薄野 暮坂 樽見 小杉)
- ▷ [仮称]本郷第1団地(No. 14)
門前町(貝吹 原 長井坂 荒屋 定広 地原 東大町 別所 百成 堀腰 平 二又川 内保 鏡川 能納屋 谷口 俊兼 四位 滝上 本内 嶺)
- ▷ [仮称]道下第2団地(No. 15)
門前町(黒島町 道下 鹿磯 深見 六郎木 勝田 大生)
- ▷ [仮称]町野町第2団地(No. 17)
町野町(広江 寺地 敷戸 南時国 西時国 曾々木 大川 伏戸 東大野 川西 真喜野 金蔵 井面 桶戸 徳成 徳成谷内 東 真久 表生野 北円山 佐野 舞谷 寺山 牛尾 鈴屋 栗蔵)
- ▷ [仮称]里町2団地(No. 18)
白米町 野田町 名舟町 尊利地町 小田屋町 里町 浜田町 西院内町 東印内町 忍町 東山町 西山町

グループ申請する場合、地域コミュニティ維持のための措置は対象外となります。

7. 入居決定までの流れ

入居が決定するまでの流れは、おおむね次のとおり予定しています。



- ① 申込登録の申請を期限内(**令和8年7月10日(金)まで**)に行ってください。
- ② 申込登録の申請世帯(グループ申請した場合は、グループの代表者)に抽選番号を通知します。
- ③ 抽選により入居の当選順位を決定します。
 - ▶ 抽選は、公開の上、実施します。
 - ▶ 抽選の結果は、市ホームページに公開します。
- ④ ③により決定した順に、入居団地を決定します。
- ⑤ 災害公営住宅供用開始の半年前を目途に、入居手続をご案内します。

《 注意 》

災害公営住宅の供用開始の半年前に入居手続をしていただく必要があります。

入居手続の際には、改めて災害公営住宅への入居要件を審査することになりますので、その結果により、入居できない場合があります。

8. 問い合わせ先

〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市役所 本庁舎 1階
輪島市役所市民生活部 被災者生活再建支援課
TEL 0768-23-5670 [9時~17時(土日・祝日を除く。)]